未成年者（両親同行以外）のお客様へ　　株式会社　阪急交通社

未成年の欧州渡航時における同意書についてのご案内

この度は、当社の企画・実施の海外旅行にお申込みいただき、誠にありがとうございます。
未成年の方が単独または片方の親とのみ渡航する場合は、親の同意書が必要な国がございます。
当該処置は、各国が親権訴訟中に発生する片方の親による子どもの奪取増加や国際的な子の連れ去り等に対処するために設けられているものです。

同意書は入国審査時に審査官の求めに応じて提示するもので**、入国審査によっては提示を求めない場合もあります**。
入国審査および入国可否の決定は、審査官の判断に基づいて行われます。**同意書を携行するかどうかはお客様ご自身のご判断**でお願い致します。
尚、本情報は予告無く変更となる場合がございますのでご了承をお願い致します。最新の情報は各国大使館ホームページ等でご確認下さい。

国名	対象年齢	同意書（要・不要）		同意書の様式	備考
		単独渡航	片方の親同伴		
アイスランド	18歳未満	○	○	自由（英語）	「18歳未満の未成年が、片方の親同伴または単独で渡航する場合、同行しない親からの英文同意書が必要（形式自由）。※同意書の提示はランダムに求められており、提示を求められない場合もある。」との案内。
イギリス	18歳未満	○	○	自由（英語）	「18歳未満の未成年が無査証で片方の親同伴または単独渡航する場合、渡航しない親からの英文渡航同意書の持参が必要。」との案内。 同意書の記載内容（英語・様式自由）①未成年の滞在先・滞在予定日数②ご両親の連絡先（電話番号を必ず記載）③同行者の情報（修学旅行の場合は教師の名前等を記載）「〇〇（同行者）と一緒に渡航することを認めている」という旨を記載する。④同行しない親のサイン※死別や離婚等で片方の親しかサインができない場合、サインができない親のサイン欄にサインができない理由を記入する。例：死別（dead,late）、離婚（divorced）等⑤日付　※戸籍謄本（英訳付き）の持参は不要。
イタリア	18歳未満	○	×	※申請を必要とする場合は指定フォーム	「18歳未満の未成年(日本籍・外国籍）が単独または姓の異なる親と渡航する場合、入国時に渡航同意書（指定フォーム）の提示を求められる場合があるため持参が必要。」との案内。 片方の親が同行する場合は同意書の持参は不要。ただし姓が異なる場合は同意書の持参が必要。 同意書が必要な場合：未成年者の単独渡航、姓が異なる片方の親との渡航、祖父母との渡航、修学旅行・サッカー研修など親（＝親権者）が伴わない渡航等 同意書が不要な場合：両親同伴の渡航、片方の親同伴の渡航（姓が同じ場合） 渡航同意書は公証役場にて手続が必要です。 同意書（書式ｻﾝﾌﾟﾙ）：http://www.ambtokyo.esteri.it/Ambasciata_Tokyo/Menu/In_linea_con_utente/Modulistica/ 公証役場での手続方法①渡航同意書（指定フォーム）を作成する。この時点でサインは不要。親のIDENTITY NO.は旅券番号を記入する。旅券を所持していない場合、運転免許証の番号(外国籍の場合は在留カード等の番号)を記入する。②両親または一緒に渡航しない親が公証役場に出向き、公証人の面前でサインをし、公証人の認証を受ける。③地方法務局に出向き、公証人が認証した渡航同意書に法務局長の認証を受ける。④外務省でアポスティーユ認証を受ける。⑤親子関係や親権の証明が必要な場合は、戸籍謄本等を持参する（姓が異なる場合や親がサインできない場合等）。戸籍謄本は外務省のアポスティーユ認証とイタリア語翻訳をしたものを持参する。翻訳は大使館指定翻訳者によるもので、大使館の翻訳認証を受ける（有料）。(注)公証役場によって、公証人・法務局長の認証およびアポスティーユ認証を受けられるところがある。最寄りの公証役場に確認する。 ※詳細は申請者本人から直接、在日イタリア大使館へ直接お問合せください。旅行会社からの代理の問合せは不可。 ★在日イタリア大使館（代表電話）：03-3453-5291
エストニア	18歳未満	○	×	自由（英語）	「18歳未満の未成年が単独で渡航する場合、入国時に保護者からの渡航同意書を求められる場合がある（形式自由。父親または母親のサインがあればよい）。」との案内。
オーストリア	18歳未満	○	×	自由（英語又は独語）	「未成年者が両親（または片方の親）の同行なしで渡航する場合、両親（または同行しない親）の同意書を携行することをすすめている。」との案内。
オランダ	18歳未満	○	○	自由（英語）	「18歳未満の未成年が片方の親同伴または単独で渡航する場合、両親からの英文同意書と両親の旅券コピーの持参が必要。両親が旅券を持っていない場合や、離別・死亡等でサインができない場合は、両親（親権者）の同意書と一緒に戸籍謄本（英訳し、翻訳者のサインを記入）を持参する。※同意書の提示はランダムに求められており、提示を求められない場合もある。」との案内。 同意書の記載内容（形式自由）：渡航者の氏名、旅券番号、渡航目的、渡航を認める旨の文章、両親の氏名、連絡先（電話番号）、サイン、旅券番号等 （注）未成年の渡航については、現地入国管理局が管轄している。　オランダ入国管理局ホームページ　http://english.ind..nl/　（英）
ギリシャ	18歳未満	○	○	自由（英語）	「18歳未満の未成年が片方の親同伴または単独で渡航する場合、両親または同行しない親の署名した英文同意書を携帯することが望ましい（現地での事情説明や国際的な違法な子供の連れ去りを防ぐため）。※同意書の提示はランダムに求められており、提示を求められない場合もある。」との案内。
スペイン	18歳未満	○	△	指定	1．18歳未満の未成年者及び両親（親権者）の全員が日本国籍の場合 両親が同伴せず単独渡航する場合は、両親（親権者）からの渡航同意書の持参が望ましい（渡航について説明ができること）。 公証役場で作成する。片方の親が同伴する場合、同意書の持参は不要。 2．18歳未満の未成年者及び両親（親権者）のいずれかが日本国籍以外の場合 同行しない親（親権者）からの渡航同意書が必要。公証役場で作成する。但し、スペイン国籍の家族の場合は、大使館にて手続可能。 ◎手続方法 <1>公証役場で作成する場合（有料） a.両親の渡航同意書（指定フォーム）を記入する（サイン以外の部分のみ）。 ☆両親の渡航同意書の記入上の注意 ⅰ.「旅行日程」はスペインの滞在期間を記入する。 ⅱ.「スペインに滞在中の未成年者の責任者名」と「責任者の身分証明書番号」は、片方の親同伴時は記入不要。 観光目的の場合にはランドオペレーターなどを記入する。 b.同行しない親が公証役場に出向き、公証人の面前でサインをし、公証人の認証を受ける。 c.地方法務局に出向き、公証人が認証した渡航同意書に法務局長の認証を受ける。 d.外務省でアポスティーユ認証を受ける。 （注）公証役場によって、公証人・法務局長の認証及びアポスティーユ認証を受けられるところがある。最寄りの公証役場に確認する。 <2>大使館で作成する場合（有料） a.以下の書類を大使館へ提出する。 ⅰ.未成年者用の渡航同意書作成用データ記入様式（指定フォーム） ⅱ.未成年者と親の旅券コピー ⅲ.戸籍謄本オリジナル及びコピー ⅳ.法定代理人の身分証明書コピー（片方の親同伴の場合は不要） ※親の旅券がない場合は、旅券を作成する。　※戸籍謄本は外務省のアポスティーユ認証を取り付ける。 ☆公正証書・作成用データ記入用紙の記入上の注意 ⅰ.「スペインで所属する学校名・施設名」は留学目的の場合のみ記入。その他の目的の場合、記入不要。 ⅱ.「スペインにおける法定代理人」は片方の親同伴の場合は記入不要。観光目的の場合、ランドオペレーターなどを記入する。 b.大使館が同意書を作成する（数日かかる）。 c.大使館よりアポイントメントの連絡が入ったら、同行しない親が旅券オリジナルを持参の上大使館へ出頭し、領事の面前で署名する。同意書はその場で受取る。
スロベニア	20歳未満	○	×	自由（英語）	「20歳未満の未成年が単独で渡航する場合、入国時に親からの渡航同意書（指定フォームなし）が求められる場合がある。渡航同意書は、英文で作成し、渡航目的・親の連絡先・親のサインを記入する。親のサインは父親または母親のいずれかのサインが必要。認証は不要。」との案内
セルビア	18歳未満	○	○	自由	「18歳未満の未成年が、片方の親同伴または単独で渡航する場合、親からの渡航同意書が必要。」との案内。 ◎作成方法 1.同伴しない親の氏名・サイン・捺印・未成年の氏名・旅券番号・渡航先住所・渡航期間・同意する旨の文を記載する。 死別等で作成できない場合は、法定代理人が作成する。 2.大使館にてセルビア語へ翻訳および認証手続を行う。（翻訳料：¥8,100） ※詳細は大使館へ確認する。★セルビア大使館：03-3447-3571
デンマーク	18歳未満	○	○	自由（英語）	「18歳未満の未成年が、片方の親同伴または単独で渡航する場合、場合により説明または親の同意の確認を求められることがあるため、同行しない親からの英文同意書の持参が望ましい（形式自由）。」との案内 ◎同意書の記載内容（英文・様式自由）　渡航目的、親の連絡先、父親又は母親のいずれかのサイン。
ドイツ	18歳未満	○	○	大使館・領事館にて作成	「18歳未満の未成年が片方の親と同伴または単独で渡航する場合、親の渡航同意書が必要。但し、同意書の提示はランダムに求められており、提示を求められない場合もある。」との案内 ◎手続方法 同意書が必要な場合、両親が大使館・領事館へ出頭し、同意書を作成する。両親が別々に出頭する場合、その都度料金がかかる。未成年者本人は出頭不要。 1.無査証の短期滞在の場合 <1>a.原則的に同意書が必要な方：個人的な旅行や知人訪問 b.原則的に同意書が不要な方：添乗員や引率者がいるパッケージ旅行・団体旅行・修学旅行 ※添乗員や引率者がおり、渡航についての説明が出来る場合、同意書が不要。 <2>現地からの招待状がある場合は持参が望ましい。 <3>現地から同意書の持参を求めている場合は手続きをする。 2.他国に長期滞在する際にドイツを経由する場合 18歳未満の未成年が片方の親と同伴または単独でドイツを経由する場合、同意書の持参は不要。 ★ドイツ連邦共和国大使館：03-5791-7753/4　★大阪・神戸ドイツ連邦共和国総領事館：06-6440-5074
フィンランド	18歳未満	○	○	自由（英語）	「18歳未満の未成年が親以外の成人同伴または単独で渡航する場合、親からの英文同意書の持参が望ましい（形式自由）。」との案内
フランス	18歳未満	○	○	自由	「18歳未満の方が単独または片方の親同伴で渡航する場合、両親または同行しない親からの渡航同意書の持参が望ましい（形式自由）。」との案内
ベルギー	18歳未満	○	○	自由（英語）	「18歳未満の未成年が片方の親同伴または単独で渡航する場合、両親からの英文同意書の持参が必要。但し、同意書の提示はランダムに求められており、提示を求められない場合もある。」との案内 ◎同意書の詳細及び手続方法 ①同意書は英文で作成する（形式自由）。②一緒に渡航しない親が公証役場に出向き、公証人の面前でサインをし、公証人の認証を受ける。③地方法務局に出向き、公証人が認証した渡航同意書に法務局長の認証を受ける。④外務省でアポスティーユ認証を受ける。⑤離別や死亡等で両親がサインできない場合、親（親権者）の同意書の他に戸籍謄本を持参する（親権者が明記してあること）。戸籍謄本はオリジナルにアポスティーユ認証を受け、その後翻訳をする。翻訳者は公証役場に出向き、翻訳者のサイン認証、法務局長及び外務省のアポスティーユ認証を受ける。(注)公証役場によって、公証人・法務局長の認証及びアポスティーユ認証を受けられるところがある。最寄りの公証役場に確認する。
ポルトガル	18歳未満	○	○	大使館にて作成	「18歳未満の未成年が片方の親同伴または単独で渡航する場合、親の同意書が必要。詳細は大使館に確認する。」との案内。　★ポルトガル大使館：03-5212-7322
ラトビア	18歳未満	○	×	自由（英語）	「18歳未満の未成年が単独渡航する場合、両親からの渡航同意書（英文・形式自由）の持参が必要。」との案内 ◎同意書の詳細 ①同意書を作成する。②両親が公証役場に出向き、公証人の面前でサインをし、公証人の認証を受ける。③地方法務局に出向き、公証人が認証した渡航同意書に法務局長の認証を受ける。④外務省でアポスティーユ認証を受ける。⑤両親による書類が用意できない場合は父親または母親いずれかによる同意書を携帯する。 ※公証役場によっては、公証人・法務局長の認証及びアポスティーユ認証を受けられるところがある。最寄りの公証役場に確認をする。
ルクセンブルク	18歳未満	その都度確認		－	「詳細は、その都度大使館に直接問合せる。」との案内。　★ルクセンブルク大使館：03-3265-9621

2015年1月現在

上記以外のシェンゲン協定実施国を経由して入国する場合は、上記規定外ですが、シェンゲン協定実施国25ヵ国のうちいずれかへ渡航する際、最初の渡航先国が上記各国の場合は、対象となりますのでご注意ください。
※シェンゲン協定実施国＝アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウエー、ハンガリー、フィンランド、フランス
ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク